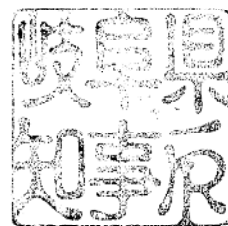


環管第108号
令和元年5月17日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（回答）

平成31年2月15日付け30環活第376-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原
市長意見を送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

第1 総括的事項について

- 1 環境影響評価を行う過程において、当事業に係る環境影響等に関し新たな
事情が生じた場合には、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法
等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 ごみ焼却施設の処理方式は3通りの案が示されているが、予測及び評価を
行う段階で処理方式が決定されていない場合においては、環境項目（大気質
等）で環境負荷が最大となる処理方式を選択して予測及び評価を行い、その
過程について準備書に分かりやすく示すこと。
- 3 施設の設置に伴う影響や環境保全対策等について、適切な機会をとらえて
岐阜県の地域住民に対しても丁寧に説明すること。
- 4 本意見書の各項目について検討を行い、その結果を示すこと。

第2 個別の環境要素に係る事項について

1 大気質

- (1) 上層気象の現地調査については、四季に各1週間の測定を行うとして
いるが、逆転層の出現等により大気汚染物質が高濃度となることが懸念
されることから、短期高濃度となる気象条件下での調査も行うことがで
きるよう、必要に応じて調査日数の追加を検討するとともに、調査結果
を十分に考慮した予測及び評価を行うこと。
- (2) 微小粒子状物質については、現地調査を行い、濃度の状況を把握する
としているが、事業実施区域周辺には複数の住居が存在し、健康等への
影響が懸念されることから、最新の知見を収集し、精度が高い予測手法
が確立された場合は予測及び評価を行う等、適切な対応をすること。

2 景観

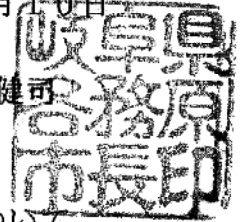
岐阜県への景観の影響について、建屋や煙突の形状、色彩等を明らかにし
た上でフォトモンタージュを作成し、予測及び評価を行うこと。



平成31年4月10日

岐阜県知事 古田 肇 様

各務原市長 浅野 健司



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

愛知県知事より30環活第376-8号（平成31日年4月8日付）にて通知のあり
ました標記の件について、下記のとおり提出します。

記

- 意見：1 本事業では、ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の処理方式が未定であり、今後
選定される処理方式によって環境への影響が変化することが考えられるた
め、最も影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施す
ること。
- 2 今後、詳細な現地調査の結果等により、新たな環境影響要因が明らかになっ
た場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切な
環境影響評価を実施すること。
- 3 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、
周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載
すること。
- 4 環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ丁寧な情報公開を行い、各務
原市民の十分な理解を得られるよう努めること。
- 5 大気質の調査に当たっては、風向出現頻度の低い東風に関する調査をごみ処
理施設西側で実施されることから、南東の風に対しても同等の調査をごみ処
理施設北西側で実施すること。
- 6 大気質の評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変
化についても検討すること。
- 7 水質の調査に当たっては、水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）、富栄養化、
有害物質等についても実施すること。
- 8 有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への流出などの環境影響を回
避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。

